

2021年（令和3年）6月28日

保護者様

藤沢市教育委員会

まん延防止等重点措置区域の変更に伴う出席の扱いについて

日頃より本市の学校教育にご理解ご協力をいただき、御礼申し上げます。

本市は6月20日まで、まん延防止等重点措置の「措置区域」と指定されておりましたが、6月21日から7月11日までの間は、まん延防止等重点措置区域の「その他区域」に移行しております。

5月14日付で保護者の皆様に配布した、「まん延防止等重点措置に係る藤沢市立学校における教育活動について」において、本市がまん延防止等重点措置の「措置区域」という感染状況をふまえ、感染の不安によりお子様の登校を控えると判断する場合は出席停止扱いとするとお知らせしましたが、6月21日以降も県内の感染状況をふまえ、当面の間、感染の不安によりお子様の登校を控えると判断する場合は、出席停止扱いとしますので、学校に申し出ください。

また、あわせて「健康調査票説明書」にある出席停止についての記載も改めましたので再配布いたします。

以 上

【問い合わせ先】

教育指導課（出席）

0466-50-3559

学務保健課（保健）

0466-50-3558